

調布市農業振興計画(改定)(素案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和7年1月20日(月)～令和7年2月19日(水)
- (2) 周知方法 令和7年1月20日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所8階農政課, 公文書資料室, 各図書館・各公民館・各地域福祉センター,
みんなの広場(たづくり11階)市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 神代出張所, 教育会館
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接又は郵送, FAX, Eメール, 意見提出専用フォームで市役所農政課まで提出
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数:3件(2人)

＜提出意見の内訳＞

全般に対する意見・・・・・・・・・・・・・・・・0件
第1章「計画の背景と目的」に対する意見・・・・・・・・0件
第2章「調布市農業の概況と課題」に対する意見・・・・・・・・0件
第3章「調布市農業の将来像」に対する意見・・・・・・・・0件
第4章「将来像の実現に向けた取組の展開」に対する意見・・・・0件
第5章「農業振興計画実現に向けて」に対する意見・・・・・・・・0件
その他の意見・・・・・・・・・・・・・・・・3件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

その他の意見

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
その他	1	調布市内には存在しないという認識ですが、もし葉タバコ農家が調布市内に存在していたら、タバコ規制枠組み条約第17条に基づき、転作支援をしてほしい。	葉たばこ農家につきましては、現在市内にはいないと認識しております。
その他	2	近隣農家による野焼きに困っています。市による農家の支援もけっこうなのですが、周辺の住宅地に多大な迷惑をかける行為について、きちんと周知や規制・罰則適用を行ってほしい。	いただいたご意見については、関係部署と共有いたします。引き続き、周辺地域の生活環境に支障のないようできる限りの配慮を農家へお願いしてまいります。
その他	3	①夜8時（20時）くらいまで開館できるようにお願いしたい。 ②「図書館の資料を使わない自習はお断り」との注意が掲げられていますが、図書館の静かな環境での学習（持ち込みによるもの）を望んでいる人が多く、実際にもそのような実情があり、図書館の資料での作業・学習者はまれだと思います。持ち込みによる学習を認めるようにしていただきたい。	いただいたご意見については、関係部署と共有いたします。

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。